



みのる法律事務所便り  
第 2 7 3 号  
平成 2 5 年 1 月

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實

〒 021-0853

岩手県一関市字相去 57 番地 5

TEL : 0191-23-8960

FAX : 0191-23-8950



みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> [✉ minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)

## その言葉は、どんな意味？



### 1. なぜ今、言葉の意味を考えてみようとするのでしょうか。

「言葉」とは、「音声や文字によって、ひとつのまとまった意味を表す手段」(角川必携国語辞典)です。ですから、言葉にはまとまった意味があります。しかし、私達はその言葉の意味を十分に咀嚼そしやくしないで、つまり、よく理解することをしないまま、使っていることが少なくはありません。

言葉について改めて考えるということは、普段していません。今回は、言葉について考えてみたいと思います。

先の衆議院選挙で自民党が大勝しました。「景気回復が期待できるのではないか」との希望的観測もあります。是非景気が回復し、東日本大震災で千年に一度とも言われている大被害を被った東北地方の復興こうむが早期に進むことを心底より願っています。その意味では、新政権に期待するものが大です。

しかし、反面心配な面もあります。それは、自民党政権には以前より「憲法は改正すべきだ」という主張が強くあります。私は、「日本国憲法は、改正すべきではない」との考えです。

私は、平成18年(2006年)11月30日に、『田舎弁護士の大衆法律学

黄色い本、いなべんの本は、有限会社エムジェエムの他、下記書店でも好評発売中です。

宮脇書店気仙沼本郷店 〒988-0042 気仙沼市本郷 7-8 TEL: 0226-21-4800  
[amazon.co.jp](http://www.amazon.co.jp/) <http://www.amazon.co.jp/> ~送料無料~

－ 憲法の心 － 改正権者のあなたに知ってほしい』という本を出版しています。あの時の総理大臣は今の総理大臣と同じ人で、安倍晋三<sup>しんぞう</sup>さんでした。当時の安倍総理大臣は新首相の所信表明演説において、「現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定されたものです」と述べています。日本維新の会の代表・石原慎太郎氏は、「現行の憲法は、押し付け憲法だ」と言っています。政治の世界では、憲法改正の気運は再び盛り上がりそうです。

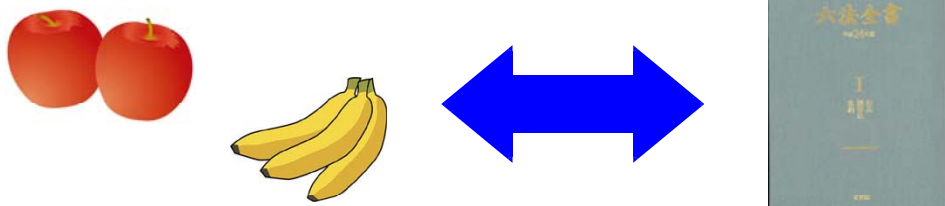
このような時に、憲法改正権者である国民が、憲法に書かれている「基本的人権」とか、「公共の福祉」とか、「戦力」とかという言葉の意味を知らないまま議論することは、極めて危険だと思います。そこで、この機会に言葉の意味について考えてみようと思い付きました。1人でも多くの人に、「その言葉は、どんな意味？」かについて、考えてほしいのです。

## 2. 言葉の意味は、難しいものもあります。

言葉には、その意味がわかりやすいものから、わかりにくいものまで、いろいろな段階があります。幼児でもその意味がわかる言葉があり、その道の専門家でもわかりにくい言葉もあります。その中間には、無数の段階があります。

幼児でも、目で見たり、手で触ったり、食べたりできるものについては、言葉の意味がわかります。例えば、「リンゴ」とか「バナナ」などです。孫は2歳前ですが、このようなものはよくわかっており、しゃべることもできます。

私共の事務所の事務員は全員30歳を超えており、事務員としての経験もほとんどの人は10年以上になっています。その事務員達に対し、「公共の福祉という言葉は、どんな意味なのか」と尋ねてみますと、どの人も簡単には答えられないようです。



言葉には、五感で感じるができるものと、五感では感じるができない

ものがあります。五感で感じられるものは、そのものをみたり、聞いたり、嗅いだり、食べたり、触ったりすれば、実感できます。日本でも、「百聞は一見に如かず」という諺ことわざがあります。つまり、「百回聞いても、一回見ることには及ばない」というわけシーイング イズ ビリービングです。英語でも、「**Seeing is believing**」という諺があるそうです。直訳すれば、「見ることは信ずることだ」ということになりそうです。

どんなに名文家であっても、リンゴやバナナの説明は、現物を見たり、嗅いだり、食べたり、触ったりして五感で感じる以上の説明はできません。このようなものは、まさに「百聞は一見に如かず」です。

「公共の福祉」という言葉は、目には見えません。公共の福祉がどのような格好をしているのかはわかりません。公共の福祉がどのような音を出し、どのような匂いがするのかも、誰にもわかりません。この言葉は、**人間が頭の中で考えて創り出したもの**です。このような言葉にどのような意味・内容を持たせるかという事は、難しい問題です。

そして、どのような意味・内容を持たせるかということは、極めて大事な事なのです。

### 3. なぜ、言葉の意味・内容が大事になるのでしょうか。

日本国憲法第9条は、「戦争の放棄」を謳うたっています。

第1項には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇いかく又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と書いてあります。

第2項には、「前項の目的を達するため、**陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない**。国の交戦権は、これを認めない」と書いてあります。

「戦力」という言葉は、どんな意味なのでしょう。角川必携国語辞典では、「戦争を行う力。戦争を続けられる力」とあります。広辞苑では、「戦争を遂行し得る力」とあります。ただ広辞苑は、わざわざその説明の前に括弧書きで、「兵力のほか、兵器の生産力や物資の輸送力などを含めて」と注意書きを付しています。同じ国語辞典でも、少しニュアンスが違う気がします。

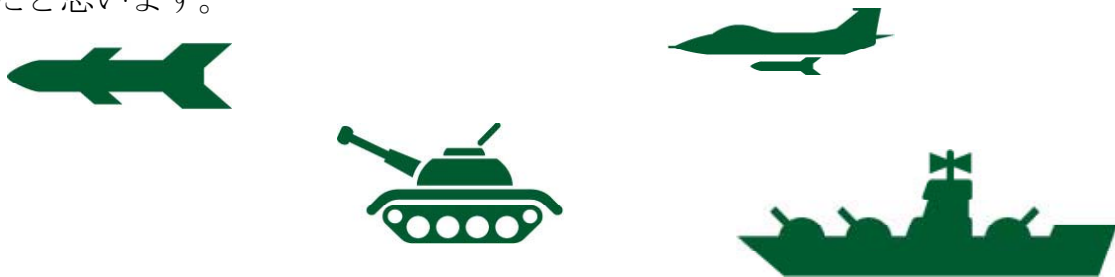
しかし、どちらの辞書も「戦力」とは、「戦争を行う力」という点では共通していると思います。私も「戦力」といえば、「戦争を行う力」だと思います。

このように、わかりきっていると思われる「戦力」という言葉さえ、自分に都合良くその言葉の意味を盛り込もうという人達が少なからずいるのです。

現在の自衛隊の力は、戦力とは言えないのでしょうか。戦力だと言ってしまうと、自衛隊は憲法違反の存在であるということになります。そこで、自衛隊は戦力ではないと言わなければならないとなってしまいます。自衛隊が戦力でないというためには、戦力という言葉の意味を曲解せざるを得なくなります。つまり、素直でなく、わざと曲げて解釈しなければならないということになります。

確かに、自衛隊には核兵器はないだろうと思います。ここを捉えて、「核兵器を持たなければ戦力とは言えない。だから、自衛隊は戦力ではない」などという言い方がされそうです。

自衛隊には、ミサイルもあります。ジェット戦闘機もあります。軍艦もあります。戦車もあります。これを戦力ではないというのは詭弁、つまり、ごまかしの理屈だと思います。



政治家の中には、このような詭弁を得意としている人が少なくないような気がします。私だけの印象でしょうか。皆さんは、どうお思いでしょうか。このようなごまかしの理屈に騙されないようにしなければならないのです。

憲法第96条は、「改正の手續」というところです。

第1項には、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、**国民に提案してその承認を経なければならない**」と書かれています。ですから、憲法改正ができるかどうかは、最終的には、国民にかかっているわけです。国民の責任は重大だということになります。

このような重大な責任を与えられている国民が、その言葉にどんな意味があるかを知らないまま、憲法改正手続においていい加減な投票をしたら、取り返しのつかないことになりかねないのです。

私は、前著『田舎弁護士の大衆法律学 ― 憲法の心 ―』のサブタイトルとして「改正権者のあなたに知ってほしい」という言葉を付け加えていますが、その思いは、改正権者である国民一人一人に、このようなことを知ってほしいからです。

政治家の詭弁に惑わされることのないように、「その言葉は、どんな意味？」と言葉の意味・内容をよく理解した上で、決断してほしいのです。そのことが大事だと思いますので、今改めて、その言葉の意味を考えてみようというわけです。

## 4. 「基本的人権」とは、どんな意味でしょうか。

日本国憲法には、「基本的人権」という言葉が出てきます。

第11条には「**国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。**この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と書かれています。

「基本的人権」という言葉は、誰でも知っている言葉です。ですが、「その言葉は、どんな意味？」と聞かれた場合、自信を持って答えられる人はどれほどいるのでしょうか。何となくわかりきったような気持ちでいると思いますが、いざきちんと答えようとする、なかなか難しいのではないのでしょうか。

広辞苑は、「人間が、人間として生まれながらに持っている権利」と書いています。しかし、人間が人間として生まれながらに持っている権利は、どのようなものかについては書いていません。

角川必携国語辞典は、「人が生まれながら持っている自由・平等・生命などを保障される権利」と書いています。しかし、必ずしもわかりやすい表現だとは言いがた<sup>がた</sup>い難い気がします。

そこで、基本的人権という言葉の意味をわかりやすく、かつ的確に表現するに

は、どういうふうに言ったらいいいのかにつき、私も悩みました。前記『憲法の心』の中において、基本的人権とは、「**人がこの世に生まれて死ぬまでの間、幸福生活をしたいとする権利**」というのは、どうであろうかと提言しました。つめて言えば、「**幸福な人生を全うしたいという権利**」ということになるのではなからうかと述べました。

この考え方は、今でも変わってはいません。「幸福な人生を全うしたいという権利」ですから、戦場に送られるなどということは誰も望んでいませんので、戦場に送られることは、明らかに基本的人権の侵害ということになります。

拷問を受けたり、<sup>どれい</sup>奴隷的拘束を受けたり、意に反して<sup>くえき</sup>苦役に服させられたりすることは、幸福な人生とは言えませんので、基本的人権に反するということになります。

考え方を強制されたり、宗教的に強制されたりすることも、「幸福な人生を全うしたいという権利」に反することになりますので、基本的人権の侵害となります。

**「基本的人権」という言葉は、「幸福な人生を全うしたいという権利」である**と考えますと、いろいろなことがより理解しやすいような気がします。

## 5. 「公共の福祉」とは、どんな意味でしょうか。

憲法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、**常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ**」と書いています。

憲法第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする**」と書いています。

日本国憲法の中には、このように「**公共の福祉**」という言葉が使われています。この公共の福祉という言葉は、どんな意味でしょうか。この公共の福祉という言葉

葉にどんな意味を盛り込むかということは、物凄く大事なことです。

皆さんは、「公共の福祉」とは、どのような意味だと考えておられるでしょうか。お忙しいことは重々承知しているつもりですが、車の中でも考えていただければ幸甚です。

なぜ、この「公共の福祉という言葉にどのような意味を盛り込むか」が大事かと言うと、もう一度、憲法第12条と第13条を読み返してもらえばすぐにおわかりいただけるものと思います。もう一度、読み返してみてください。

憲法第12条では、「国民の権利は、**公共の福祉のために**利用する責任がある」と言っています。憲法第13条では、「国民の権利は、**公共の福祉に反しない限り**、最大の尊重を必要とする」と言っています。ですから、公共の福祉という言葉を使えば、国民の権利を利用できるし、国民の権利を尊重しなくてもよいということになりかねないのです。つまり、「基本的人権は、公共の福祉によって制限できる」ということになりかねないのです。公共の福祉という言葉で、基本的人権を奪うことも可能となりかねないのです。

ですから、公共の福祉という言葉にどのような意味を持たせるかということは、物凄く大事なことだということがおわかりいただけると思います。

例えば、公共の福祉という言葉は「国のため」という意味だと理解しますと、基本的人権は「国のために利用しなければならない」とか、「国のために反しない限り、尊重される」ということになってしまいます。

前述のように、基本的人権という言葉の意味を「人間誰もが持っている、生まれてから死ぬまでの間、幸福な人生を全うしたいという権利」と考えますと、「国のためなら、このような基本的人権を利用することができる」ということになり、このような基本的人権も、「国のために反しない限りにおいて尊重される」ということになってしまいます。

国が戦争状態になりそうだという場合、国のためですから、基本的人権など無視して、国のために戦場に出向くことを強制できるということになりかねません。

このような解釈が成り立つということになれば、基本的人権は、国のためなら

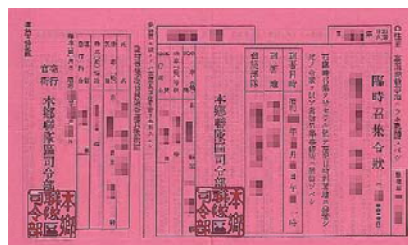
容易に奪われてしまうということになってしまいます。このような解釈には、どなたも賛成されないとと思います。

しかし、間違いなく憲法第12条、第13条には、「公共の福祉」という言葉が明記されています。公共の福祉という言葉が、日本国憲法でははっきりと使われています。

しかし、公共の福祉という言葉は、リンゴやバナナのように見ることも食べることも触ることもできません。人間が頭の中で創った言葉です。ですから、誰も公共の福祉というものの実態を、見たことも食べたことも触ったこともありません。

このような言葉を、政治家などが自分の都合の良いように解釈し、使うことは極めて危険です。戦争を望む者からすると、「国民の基本的人権は、国のために利用する責任がある」とか、「国民の基本的人権は、国のために反しない限り尊重されるに過ぎない」とする憲法上の根拠とされかねないのです。

そのような輩<sup>やから</sup>からすれば、国民を戦場<sup>やから</sup>に送るには、この公共の福祉という言葉は誠に都合の良い言葉となってしまいます。憲法の公共の福祉という言葉を盾に、国民を戦場に送ることも可能となる言葉なのです。



(国民を戦場へ送る赤紙)

私は、「公共の福祉」という言葉の意味は別にあると考えています。前著『憲法の心』第7章「日本国憲法の『公共の福祉』はどのような心で創られたか」において、163～188頁までの26頁を使って割と詳しく書きました。興味のある方はその部分を読んでいただければ、公共の福祉という言葉にどんな意味を盛り込むべきかという問題に対して一つの結論を得ることができると思います。

1. の「なぜ今、言葉の意味を考えてみようとするのでしょうか」で述べましたが、これから憲法改正の気運が高まってきそうな気がします。改正の中身によっては、再び大事な人達が戦場に送り込まれることもないとは言えない事態が発





生するかもしれないのです。「今更そんなことがあるはずはない」などと、呑氣のんきに構えていてよいのでしょうか。

東日本大震災に伴い発生した三陸沿岸の巨大津波は、千年に一度とも言われる大災害でした。それ以前にも、三陸沿岸には何度も津波が襲ってきていたのですが、「喉元過のどもとぎれば熱さを忘れる」で、避難が遅れ、亡くなった人が多くいたのです。

東日本大震災は、天災です。それでも過去の教訓を生かしていれば、もっと被害を少なく食い止められたかもしれません。戦争は、人災です。人間が勝手に創り出しているもので、しかもその被害たるや、天災どころではありません。東日本大震災と三陸巨大津波による死者・行方不明者数は3万人を超えてはいません。第二次世界大戦における日本人の死者数は300万人を優に超えています。世界中では6,000万人を超えているとも言われています。

戦争を回避する方法は、一人一人の人間が、一人一人の国民が、賢くなることです。そのためには、正しい知識が国民一人一人に求められています。

微力ながら、一人でも多くの人に正しい知識を身につけてほしいと思い、『その言葉は、どんな意味？』という本を出版しようと考えています。いつものことですが、この事務所便りをお読み下さっている皆様に向けてまず発信させていただいて、それを叩き台にして、いつか完成させたいと考えています。これまでは、病気に関する「黄色い本」シリーズに力を入れてきましたが、これからは本業である弁護士という立場に戻り、法律に関する本も書いていくつもりです。40年以上も弁護士として食わせてもらってきたのですから、その恩を返したいのです。

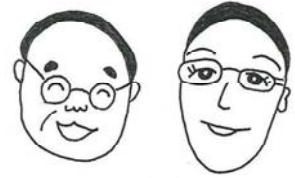
またまた、くだらないことにお付き合いをいただくことになりますが、仲間として、同志としてお支え下さるよう、心からお願い申し上げます。

私のアイデアは、全てこの『的外』から生まれ出ています。これからも変わることはありません。一方的で押しつけがましいと思われそうですが、この事務所便りをお読み下さっている方は私の同志であり、パートナーなのです。何卒よろしくお願い申し上げます。

コツコツと 無理 無駄 斑なく 重ねたし  
もらいし命 いかすためには

平成25年1月1日

あおぞらうきよのすて  
青空浮世乃捨



元旦になると、「今年1年は、どのように生きようか」などと考えて、年頭の誓いなどを書く方も多くおられます。私も小学生の頃から、毎年元旦には「一年の計」を立ててきました。しかし、毎年三日坊主に終わってしまいました。少し頑張った年でも松の内、つまり、門松を立てて祝う期間の7日目位で挫折してしまいました。でも、70歳になりますと、「7日間だけでも、実行できればすごいことだ」と思うようになりました。10歳から毎年実行したとしても、もう60年ですから、7日×60年で420日にもなります。1年以上続けたことになります。例え三日坊主でも、松の内だけでも、一年の計を立てることには意味があるように思えてきました。

平成23年（2011年）1月1日の一句は、「粘り強く 負けても頑張れ 最後まで」というものでした。平成23年（2011年）1月1日当時は、「もう人工透析に入らなければならない」と覚悟を決めなければならない状況でした。そこで、「どのようなことになろうとも、最後まで頑張ろう」という決意を表したのでした。

平成24年（2012年）1月1日当時は、体調が最悪でした。平成23年（2011年）秋頃から入退院を繰り返していましたので、平成24年（2012年）1月1日には、さすがに一年の計を詠むほどの余裕はありませんでした。

平成25年（2013年）1月1日は、生体腎移植を受け、ほとんど健常者と変わらない健康状態を取り戻していました。これは、多くの皆様のお陰であることは疑いの余地がないことです。そこで、平成24年（2012年）12月の『的外』（第272号）で紹介させていただいたとおり、平成24年（2012年）

12月23日に詠んだ「ありがたや あゝ ありがたや ありがたや  
なんとここまで やらせてもらえ」という一句を詠みました。そして、  
『感謝』という一文を書かせていただきました。

年が明け、1月1日に自宅のミニミニ体育館をウォーキングしながら「一年の計」を立てました。「せつかくもらった命だから、いかしきらなければならない」という気持ちが強く湧いてきました。ここで言う「いかす」という意味は、二つあります。一つは、文字通り「命を生かし続ける」という意味です。もう一つは、「その命を世のため、人のために活かす」という意味です。

「せつかくもらった命をいかすためには、どうしたらよいか」ということを考えながらウォーキングを続けていました。いろいろなことが頭に浮かびました。「ああもしたい」、「こうもしたい」という夢も膨らみ<sup>ふく</sup>ました。いろいろなことがグルグルと頭を巡りました。しかし、最後に落ち着いたのは、「コツコツと無理 無駄 斑なく 重ねたし もらいし命 いかすためには」でした。

この「無理 無駄 斑なく」という言葉は、司法試験を勉強している時に指導教官や先輩に叩き込まれた言葉です。教官や先輩は「三無主義<sup>さんむ</sup>」と言っていました。この「三無主義」が最も効率よく勉強できるという教えでした。

「金を残したい」と思い、それを確実に実現するためには、宝くじを買ったり、競輪、競馬で当てようなどとするより、飲んだつもりで貯金箱に金を入れたり、タクシーに乗ったつもりでタクシー代相当金を貯めたりの方が確実なことは納得していただけたと思います。

どんな大きな夢を見てもそれを実現するためには、コツコツと重ねるしかないと思います。

せつかくもらった命ですから、長く生きて世のため、人のためにお役に立ちたいという気持ちを格別強くした元旦でしたが、「長く生きるためには、コツコツと良い生活習慣を重ねなければならない」と改めて知らされました。また、「世のため、人のためになるようなことをするためには、コツコツとやるべきことを

重ねなければならない」と気がつきました。

「コツコツ」とは、「休むことなく地味なことを重ねていくこと」という意味のようですが、花火のように一瞬光って消えてしまうようなものではなく、人の目にはつかなくとも、地味な努力を続けなければならないことだと思います。

この一句は、事務所の執筆室やウォーキングをするミニミニ体育館や寝室の壁に貼り付けています。夜中にトイレに起き、しばらく眠れないことがほぼ毎晩続いていますので、そんな時にはこの一句に目をやり、介護用ベッドの背もたれを起こして書き物をしています。それを重ねた結果、『腎臓病体験記』の第3巻『薬物療法』の原稿が完成しました。まさに「塵も積もれば山となる<sup>ちり</sup>」です。

こんな風に言いますと、「あいつは頑張っているようだ」などと言われそうですが、全く頑張ってはいません。眠れない時に、やれることがあるのはありがたいことです。お陰で、眠れないことが苦になりません。「眠れなければ起きて書けばよい」と思っていますと、気が楽になり、眠りに入りやすくなります。70歳にもなって、やることがあるということは大変ありがたいことです。やることがある以上、コツコツとそれを重ねていきたいと思います。しかし、せっかくもらった命ですから、長く持たせなければなりません。そのためには無理は禁物です。そのことは、出浦先生を始めとし、ドクターの先生方や看護師さんや管理栄養士の皆様からも注意を受けています。ありがたいことです。そのご忠告は忠実に守っていかなければなりません。そこで、「無理なく」という言葉を入れました。

どこまで生かしてもらえるか、やらせてもらえるかは、最後は縁というか、運だと思います。ですが、自分にもやれる部分があるとすれば、全力でそれをやり遂げたいと思います。その具体的やり方は、「**コツコツと 無理 無駄 斑なく**」だと確信しています。

本年もよろしく願いいたします。

